

第27期 事業報告

〔 自 2019年4月1日
至 2020年3月31日 〕

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

「中期事業計画（2018年度～2020年度）」の2年目となる第27期は、前期に引き続きB-SATとして不変の使命である第1の基本使命「BS放送を常に継続してお届けすること」に力を注ぐとともに、第2の基本使命である「BS放送の発展・進化に尽力すること」においては、新4K8K衛星放送の普及に向け基幹放送局提供事業者としての役割を果たした一年となりました。

当社の第1の基本使命であるBS放送の安定的な継続確保に関しては、これまで衛星管制センターなど現行拠点の強靱化や、現行拠点の機能喪失時の非常事態への対応としてバックアップ機能の確保に努めました。アップリンク運用では、渋谷局、菖蒲局に加え、君津衛星管制所敷地内に整備した緊急局（君津緊急局）の3局体制によるアップリンク電波の安定確保を継続し、衛星運用では、BSAT-3a/3b/3cの3機に加え、第25期に運用を開始したBSAT-4aの安定運用に取り組みました。

一方、BS放送のさらなる発展への尽力という第2の基本使命についても、第26期に開始された新4K8K衛星放送の安定的な継続に加え、第27期に新たに開局した認定基幹放送事業者の4K放送も円滑に開始されるなど、基幹放送局提供事業者としての責任を果たすことができました。

なお、BS放送の安定的な継続確保や、新4K8K衛星放送への期待に引き続き応えていくため、BSAT-4aの予備衛星であるBSAT-4bの調達を進めていますが、衛星の製造および試験は終了し、第28期に予定される打ち上げを待つ状況となりました。

当社が2つの基本使命の遂行を中心に事業を運営していくうえで、法令遵守と業務の適正確保は必須かつ当然のベースです。このような基本認識をもって、必要なルールの整備とその確実な実行の徹底とともに、それを担保する体制を整備・運用しました。併せて、事業の円滑な運営のために、BS放送を担うパートナーである認定基幹放送事業者の方々との緊密な連携・協力や意思疎通に努めました。

第27期事業計画と一体である収支計画の執行に当たっては、経営努力を尽くしまし

た結果、売上高、営業利益、経常利益、当期純利益とも計画値を上回ることができました。

以上により、放送衛星の安定運用の確保、4K 放送 1 番組の放送開始など、第 27 期の事業全体を滞りなく遂行し、基幹放送局提供事業者としての使命と役割を果たすことができました。具体的な取り組みは、以下のとおりです。

(新 4K8K 衛星放送への取り組み)

今期は 9 月に㈱BS 日本が 4K 放送を開始しました。また、2020 年 12 月には 3 番組の左旋チャンネルを利用して㈱WOWOW が 4K 放送を開始する予定です。この 2 番組のアップリンク設備について確実かつ効率的な整備を進めました。

㈱BS 日本の 4K 放送開始にあたっては、設備工事から回線開通時の結合テスト、電波発射など、放送開始までの作業を円滑に進めることができました。

BSAT-4a 及び地上設備の信頼性は、新 4K8K 衛星放送の安定的な継続に大きく寄与しています。

(BSAT-4b の調達)

2018 年 3 月 24 日に米国 MAXAR 社（契約当時は SSL 社）と売買契約を交わした BSAT-4b は BSAT-4a の予備衛星であり、かつ、BSAT-3b/3c の後継となる衛星です。基幹放送局提供事業者として新 4K8K 衛星放送の信頼性と安定性を高めるため、第 28 期での引き取りを目指して、調達作業を進めました。第 27 期は MAXAR 社に駐在社員を配置し、衛星製造過程での衛星の信頼性と進捗状況の確認に努めました。2019 年 5 月以降のシステム初期性能試験、熱真空試験、機械環境試験、コンパクトアンテナレンジ試験、最終性能試験は順調に進み、2020 年 1 月に開催された出荷前審査会において、衛星の射場への出荷に問題ないことを確認しました。なお、BSAT-4b は Ka 帯域を搭載しておらず、Ku 帯域に関しては BSAT-4a と基本的に同一仕様としていることから、BSAT-4a での経験をもとに効果的・効率的に各種試験の確認、審査等を進めることができました。

(アップリンクセンター運用室と渋谷局移転に関する取り組み)

NHK 放送センター東館内に設置しているアップリンクセンター設備の移転については、2025 年度内の運用開始を目指して、2018 年 12 月に全社的な移転検討・推進体制を発足させました。第 27 期はオペレーションセンターおよび送信局舎の移転先の要求要件を取りまとめ、候補となる複数の用地について机上検討と現地調査を行い、移転場所の選定作業を進めました。

(BS 放送の安定的な継続確保への取り組み)

アップリンクについては、渋谷局・菖蒲局の 2 局体制に加え、君津緊急局の運用

によるバックアップと、盤石な体制を構築しています。今期は君津緊急局を使用するような降雨の発生はありませんでしたが、引き続きこの 3 局を的確に運用することで、アップリンクの安定送出を確保していきます。

衛星の緊急時の対応措置や衛星管制バックアップ体制（米国ロッキードマーチン社ウララ管制局の利用）、車載型地球局については、万一の事態に際して迅速・有効に機能するよう運用訓練を継続して行いました。

（衛星管制業務）

放送衛星 BSAT-3a/3b/3c 及び BSAT-4a の 4 機による運用を行いました。この体制において、当社は万一の衛星障害発生時に、切り替えが最短に行える手順を確立しており、種々の衛星障害事象を設定した衛星シミュレータでの訓練を定期的に行いました。

なお、2020 年 3 月には BSAT-3a で衛星搭載コンピュータ（OBC）のリセットと考えられる現象がありましたが、2017 年度に衛星側ソフトウェア上の対策を実施しており、放送への影響は全くありませんでした。

BSAT-3c ではスカパーJSAT社から当社が受託して行っている CS 持分の管制を遂行し、同社との連絡訓練などを定期的に行いました。

また、スペースデブリ対策として、スペースデブリが衛星に接近し衝突する可能性を把握し、必要に応じて衝突回避のための軌道制御を行う体制を整えています。

（アップリンク運用業務）

新 4K8K 衛星放送では、2019 年 9 月 1 日に(株)BS 日本の 4K 放送を円滑に開始することができました。

認定基幹放送事業者が制作する 2K 放送 28 番組、SD 放送 1 番組、音声放送 1 番組、エンジニアリングストリーム 1 系統と、4K 放送 9 番組、8K 放送 1 番組のアップリンクを行っており、渋谷局では 13 基、菖蒲局ではバックアップ用を含め 13 基のパラボラアンテナが稼働していますが、いずれも安定な運用を継続しました。左旋チャンネルが加わった渋谷局、菖蒲局、そして君津緊急局の 3 局の運用についてもルール化し、保守等については計画を十分に検討して、不要な休止・中断を回避しました。

また、EPG（電子番組表）についても、安定した集配信を継続しました。

（受信モニター局の整備）

受信モニター局については、BSAT-4b 打ち上げ後の軌道上初期性能試験（IOT）も見据えて、対馬の 1 局を唐津に移設し、運用を開始しました。また、新 4K8K 衛星放送のモニター機能についても準備を進めています。これらの受信モニター局を有効に活用して、BS 放送全体の品質管理や外国衛星からの干渉波の監視を続けていきます。

(衛星周波数等に関する国際対応)

当社は、東経 110 度において使用する周波数の権益の維持と新たな周波数の確保のために国際的な活動を行っています。第 27 期は、2019 年 10 月 28 日から 11 月 22 日にかけてエジプト（シャルム・エル・シェイク）で開催された世界無線通信会議（WRC-19）、その準備会合として開催された ITU-R WP4A（周波数・軌道の有効利用）、WP4B（衛星システム）の各検討会議、およびアジア太平洋通信共同体 WRC 準備会合（APG）に参加しました。また、5 月には日露主管庁衛星調整会議に出席しました。

(認定基幹放送事業者の方々との連携強化)

日常及び緊急時における緊密な連携を図るため、「B-SAT 連絡会」を月に 1 回開催したほか、当社の全常勤役員が出席し事業概要について説明を行う「B-SAT 連絡会・総会」についても、2019 年 7 月 19 日に開催しました。

(広報活動)

当社の事業が関係者の方々にとどまらず視聴者の皆さまからも、より理解され支持されるよう、ホームページを中心に社外広報を行いました。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当社の基本的な執行機関としての取締役会は、取締役 13 名（うち、社外取締役 9 名）で構成されています。取締役のほか監査役 3 名（うち 2 名が社外監査役）が出席する取締役会（会議）では、経営の重要事項の審議・議決とともに、事業の運営・執行状況の報告が行われました。取締役会において社外取締役は、相対的に独立した立場から、議決に加わり経営に対する責任を担う一方、意見や質疑により経営についての実質的な監視・監督機能を果たしました。

監査役会は、後記のモニタリングと連携しつつ、期中・期末の業務監査および会計監査人を通じての会計監査により、経営に対する直接的な監視を行いました。これに加えて常勤監査役は、役員会等の社内重要会議に出席し、必要に応じて所見を述べるとともに、社長のほか常勤取締役から業務執行やコンプライアンスの状況について聴取や意見交換をするなど、日常的に経営に対する監視を行いました。

このほか、業務の指揮命令系統から独立したモニタリングチームによる定期的なモニタリングにより、適正経理の観点を中心に法令、社内規定の遵守状況についてきめ細かなチェックを行いました。その結果、重要な指摘事項はなく、適正経理を中心としたコンプライアンス上の問題はないことが実証されました。

以上のとおり、後記の「業務の適正を確保するための体制」（内部統制システム）に基づき、これを着実に具体化し、実行しました。

(売上高等の状況)

以上の結果、本年度における売上高等の状況は以下のとおりとなりました。売上高 134 億 1,817 万円で、内訳は、基幹放送局提供収入 90 億 6,623 万円、アップリンク・EPG 受託収入 42 億 7,194 万円、管制・運用業務受託収入 8,000 万円となりました。これから売上原価 98 億 5,905 万円を差し引いて、売上総利益金額は 35 億 5,911 万円となり、これから販売費及び一般管理費を差し引いた営業利益金額は、29 億 4,534 万円となりました。さらに営業外損益を加減しました経常利益は 23 億 9,572 万円となり、これに特別利益 5 億 859 万円を加算し、税引前当期純利益金額は 29 億 431 万円となりました。以上により法人税、住民税及び事業税は 9 億 3,732 万円、法人税等調整額は△4,398 万円となり、この結果当期純利益金額は 20 億 1,097 万円となりました。

(2) 対処すべき課題

引き続き当社の 2 つの基本使命を果たすために、放送衛星の安定運用による BS 放送の継続確保に最大限努める一方、2018 年 12 月に開始された新 4K8K 衛星放送の普及に万全の体制で貢献していくとともに、新たに開局する認定基幹放送事業者の放送開始に対しても遅滞なく対応することが第 1 の目標です。

そして BSAT-4b の打ち上げと円滑な運用の開始を進めることで、当社事業のベースとなる BSAT-4 時代の衛星体制を築くことが、第 2 の目標です。

なお、NHK 放送センター建て替えに伴うアップリンク運用室及び渋谷局設備の移転についても、引き続き取り組みを進めます。

また、2020 年 3 月 31 日に終了した 2 番組に加え、帯域（スロット）返上を自主的に行う認定基幹放送事業者 6 社、さらには国が進める周波数の有効利用政策によりスロット縮減を行う認定基幹放送事業者 3 社が存在するため、活用されないスロットが一定の期間発生することになります。BS 放送が視聴者にとって魅力あるメディアであり続けられるよう、国が進める BS 放送の将来像に関する検討に協力していく予定です。

以上を経営課題として、その達成のために適切に対処し、BS 放送と当社の発展につなげていきます。

(3) 設備投資等の状況

当期において実施した設備投資の総額は、70 億 4,522 万円となりました。設備投資額の主な内容としましては、放送衛星 BSAT-4b の調達や衛星管制関係で 66 億 8,865 万円、アップリンク関係等で 3 億 5,657 万円になります。

(4) 資金調達の様況

当期における資金調達様況は、以下のとおりです。

みずほ銀行等の金融機関からの長期借入金

借入額 8,000 百万円

返済額 4,620 百万円

(5) 事業譲渡・吸収分割又は新設分割の様況

該当事項はありません。

(6) 事業譲受けの様況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得の様況

該当事項はありません。

(8) 吸収合併又は吸収分割による他の会社の事業に関する権利義務の承継の様況

該当事項はありません。

(9) 財産及び損益の様況の推移

(単位 千円)

区 分	第 24 期 (2016 年度)	第 25 期 (2017 年度)	第 26 期 (2018 年度)	第 27 期 〔 2019 年度 当期 〕
売上高	11,994,157	12,010,104	11,681,149	13,418,171
営業利益	3,231,228	3,496,786	1,732,499	2,945,341
経常利益	2,522,285	2,671,967	977,828	2,395,724
当期純利益	1,739,241	1,840,382	687,441	2,010,977
1 株当たり 当期純利益	5,797 円 47 銭	6,134 円 60 銭	2,291 円 47 銭	6,703 円 25 銭
総資産	60,463,911	62,420,483	63,841,254	70,224,967
純資産	28,217,381	29,782,530	30,397,986	32,092,710

(10) 主要な事業内容

事業	主要な業務内容
放送衛星の調達	次期放送衛星の調達及び衛星関連設備の調達を行っています。
放送衛星の管制及び管理事業	BSAT-3a/3b/3c/4a の計 4 機の衛星の軌道・姿勢制御や衛星の状態監視・制御を行っています。
基幹放送局提供事業	BSAT-3a/3b/3c/4a の 4 機運用による基幹放送局提供事業者として BS 放送サービス業務を行っています。
アップリンク業務	アップリンク業務、全局 EPG(電子番組表)用の SI 集配信業務を行っています。
国際対応及び研究業務	BS 放送の重要性がますます高まる中で、将来を見据えた放送衛星システムの調査研究を行っています。

(11) 主要な事業所等

名称	所在地
本社	東京都
衛星管制センター	埼玉県

(12) 従業員の状況(2020年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
80名	1名増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は含まれておりません。

(13) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(14) 借入先および借入金残高

借入先	借入額
みずほ銀行	16,674 百万円
三井住友銀行	7,538 百万円
日本政策投資銀行	6,582 百万円
三菱UFJ銀行	3,244 百万円
合計	34,040 百万円

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式数

320,000株

(2) 発行済株式総数

300,000株

(3) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
日本放送協会	149,994株	49.99%
(株)WOWOW	58,901株	19.63%
(株)東京放送ホールディングス	16,901株	5.63%
(株)テレビ朝日ホールディングス	16,901株	5.63%
(株)BS 日本	15,675株	5.22%
(株)ビーエスフジ	15,675株	5.22%
(株)BS テレビ東京	15,675株	5.22%
(株)みずほ銀行	4,006株	1.33%
(株)三井住友銀行	1,809株	0.60%
日本テレビ放送網(株)	1,226株	0.40%
(株)フジ・メディア・ホールディングス	1,226株	0.40%
(株)テレビ東京	1,226株	0.40%

3. 会社の役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	担当	氏名	他の法人の代表状況等又は重要な兼職の状況
代表取締役社長		井上 樹彦	
取締役		坂口 昌史	
取締役		阿蘇谷 靖	
取締役		平林 洋志	
取締役（非常勤）	社外取締役	阿部 浩二	NHK 経営企画局専任局長
取締役（非常勤）	社外取締役	高橋 正尚	NHK 経理局長
取締役（非常勤）	社外取締役	児玉 圭司	NHK 技術局長
取締役（非常勤）	社外取締役	黒水 則顯	(株)WOWOW 取締役副社長
取締役（非常勤）	社外取締役	熨斗 賢司	(株)WOWOW 取締役
取締役（非常勤）	社外取締役	樋口 正史	(株)BS 日本取締役技術局長
取締役（非常勤）	社外取締役	須藤 直宏	(株)ビーエスフジ執行役員技術統括
取締役（非常勤）	社外取締役	竹之内 源市	(株)BS テレビ東京常務取締役
取締役（非常勤）	社外取締役	鈴木 史郎	(株)みずほ銀行営業第十八部長
監査役	社外監査役	相原 和博	
監査役（非常勤）	監査役	畠山 和久	NHK 関連事業局専任部長
監査役（非常勤）	社外監査役	尾上 純一	(株)WOWOW 取締役

注1 当年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	58 百万円（うち社外取締役 一百万円）
監査役	12 百万円（うち社外監査役 12 百万円）
合計	71 百万円

注2 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

2019年6月27日開催の定時株主総会において、井上樹彦氏、猪狩尚人氏、阿蘇谷靖氏、平林洋志氏、阿部浩二氏、高橋正尚氏、春口篤氏、橋本元氏、坂田進恒氏、樋口正史氏、水谷芳信氏、竹之内源市氏、芦田健氏が取締役を辞任しました。同株主総会において、井上樹彦氏、坂口昌史氏、阿蘇谷靖氏、平林洋志氏、阿部浩二氏、高橋正尚氏、児玉圭司氏、黒水則顯氏、熨斗賢司氏、樋口正史氏、須藤直宏氏、竹之内源市氏、鈴木史郎氏が取締役に選任され、それぞれ就任しました。また、2019年6月27日開催の定時株主総会において、相原和博氏、後藤則幸氏が監査役を辞任し、相原和博氏、畠山和久氏が監査役に選任され、就任しました。

注3 当該事業年度中に辞任した取締役、監査役

2019年6月27日開催の定時株主総会終結の日の翌日以降に在任していた取締役及び監査役で当事業年度中に辞任した者は、ありません。また、当事業年度における取締役の地位・担当の変更は、ありません。

注4 社外役員に関する事項

各社外取締役は、その在任期間において当事業年度開催の取締役会に毎回、又はほぼ毎回出席し、主に会社経営者の観点から、議案・審議等に関する助言・提言を行っております。また、各社外監査役は、その在任期間において当事業年度開催の取締役会、監査役会に毎回出席し、経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等に関する助言・提言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等

公認会計士法第2条第1項の業務に関する報酬	8百万円
上記の業務以外の報酬	- 百万円
合計	8百万円

当社監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査体制、監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査役会が、会社法第340条第1項各号に該当すると判断した時は、会計監査人を解任する方針です。

5. 業務の適正を確保するための体制について

当社では、業務の適正を確保するための体制として、第98回取締役会(2006年6月8日)における決議を、2015年の会社法改正を踏まえて、第164回取締役会(2015年9月18日)において、さらに充実・強化する内容の新決議を行い、以後、これを適用しています。新決議は、以下のとおりです。

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役、使用人を含めた行動規範として、倫理と行動に関する指針を定め、この遵守を図る。
- (2) 取締役会については、「取締役会規則」が定められており、その適切な運営に努める。
- (3) 社長、常勤取締役、常勤監査役、執行役員および社長が指名する使用人(以下「常勤役員等」という。)で構成する役員会については「役員会規則」が定められており、定例で開催するほか、必要に応じて随時開催し、常勤役員等との意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、法令・定款違反行為の未然防止を図る。
- (4) 監査役は、取締役の職務執行、経営機能に対する業務監査の強化を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録、役員会議事録および取締役の職務の執行に係る情報については、関連資料とともに、担当部または担当センターにおいて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存、管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社の業務執行に係るリスクとして、次のリスクを認識する。
 - ①衛星放送サービスの停止
 - ②大震災などに対する危機管理
 - ③衛星調達における資金および納期の確保
- (2) 上記①～③のリスク管理はリスクマネジメント委員会とし、危機管理マニュアルを基本とする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定例で開催し業務執行の基本方針など必要な決定をするほか、常勤役員等で構成する役員会を定例および必要に応じ適宜臨時に開催し、業務運営のその他重要事項を審議・決定する。

- (2) 取締役会、役員会の決定に基づく業務執行のそれぞれ責任者およびその責任、執行手続きについては、組織規程に定める。
 - (3) 常勤取締役、常勤監査役、執行役員、室長、センター長および部長で構成されるポスト長会を定例で開催し、必要な情報の共有化を図る。
5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- (1) 倫理と行動に関する指針を定め、この遵守を図る。
 - (2) 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく役員会に報告するものとする。
6. 監査役職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性を確保するための体制
- (1) 監査役職務は、総務部員（総務部長を含む。以下同じ。）が補助する。
 - (2) 監査役より職務の執行に必要な命令を受けた総務部員は、その命令に関して取締役の指揮命令を受けない。
 - (3) 総務部員は、監査役の命令を受けてその職務を補助したことを理由とする不利な取り扱いを受けない。
7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 取締役および使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項および法令または定款に違反する重大な事実について、監査役にその都度報告するものとする。
 - (2) 監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができる。
 - (3) 監査役は、社長、取締役、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を実施する。
8. 監査役への報告をした者が当該報告を理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査役に報告・相談を行った取締役および従業員は、報告・相談を行ったことを理由とする不利な取り扱いを受けない。
9. 監査役職務の執行について生じる費用の前払い等の処理に係る方針
- 監査役職務の執行に必要と認められる費用については、あらかじめ予算計上するものとし、当社が負担する。